EU　関税制度関連法

EU 関税法　詳細

1. 関税法典 1
2. 通関システムの電子化 6
3. 認可事業者（AEO）制度 7
4. 事業者登録・識別（EORI）システム 10
5. 事前略式申告（ENS・EXS） 11
6. EU 関税法典（UCC）における減免・還付制度 13

1. 関税法典

(1) 適用法令

欧州連合関税法典（UCC）を規定する 2013 年 10 月 9 日付欧州議会・理事会規則 952/2013（2013 年 10 月 10 日付官報 L269 掲載）（規則 2016/2339、2019/474、2019/632、2022/2399、2023/2835 により改正）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32013R0952

（改正を反映した本文は、リンク中の「Current Consolidated Version」を参照）

欧州連合関税法典（UCC）の特定の条項に対する詳細なルールに関し、欧州議会・理事会規則 952/2013 を補足する 2015 年 7 月 28 日付欧州委員会委任規則 2015/2446（UCC 委任規則）（2015 年 12 月 29 日付官報 L343 掲載）（規則 2016/341、2016/651、2018/1063、2018/1118、2019/1143、2021/234、2024/249、2024/1072 などにより改正）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32015R2446

（改正を反映した本文は、リンク中の「Current Consolidated Version」を参照）

欧州連合関税法典（UCC）を規定する欧州議会・理事会規則 952/2013 の特定の条項を実施するための規定を定める 2015 年 11 月 24 日付欧州委員会実施規則 2015/2447（UCC 実施規則）（2015 年 12 月 29 日付官報 L343 掲載）（規則 2017/989、2018/604、2019/1394、2021/235、2022/2334、2024/250、2024/1071 などにより改正）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32015R2447

（改正を反映した本文は、リンク中の「Current Consolidated Version」を参照）

関連する電子システムの運用が開始されるまでの間、欧州連合関税法典（UCC）の特定の条項の移行ルールについて欧州議会・理事会規則 952/2013 を補足し、欧州委員会委任規則 2015/2446 を改正する 2015 年 12 月 17 日付欧州委員会委任規則 2016/341（UCC 移行委任規則）（2016 年 3 月 15 日付官報 L69 掲載）（規則 2016/698、2020/877、2021/234 により改正）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32016R0341

禁無断転載　Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

（改正を反映した本文は、リンク中の「Current Consolidated Version」を参照）

(2) 概要

欧州連合（EU）では、域外の第三国との物品取引に適用されるルールや手続き、基本的な規定などを関税法典（関税基本法）にまとめている。現行法の欧州議会・理事会規則 952/2013 が定める「欧州連合関税法典（UCC：Union Customs Code）」は、EU と域外の第三国との間で取引される物品に適用される関税手続きおよび一般規則を、単一かつ一貫した法体系の中に組み込んでいる。

同法典は、先行法典である「欧州共同体関税法典（CCC：Community Customs Code、理事会規則 2913/92）」[1]に対する度重なる改正をまとめるとともに、通関業務の電子化・近代化や通関手続きの迅速化・簡便化、サービスの向上を目指すもので、2016 年 5 月 1 日に全面的に導入された[2]。なお、通関手続きの電子化については順次、導入される。当初は 2020 年までの完全な移行を目指していたが、電子システム導入の遅れから、欧州議会・理事会規則 2019/632（2019 年 5 月 15 日発効）により期限が 2025 年に延期された。

欧州連合関税法典（UCC）の主な目的は次の通り。

- EU 全域における関税法制と通関手続きのスリム化
- 事業者に対する関連法の明確化・調和
- 税関職員に対する関連手続きの明確化
- 関税法や通関手続きの簡素化、現代の需要に沿った効率的な通関業務の促進
- 通関業務の電子化と電子化に向けた環境の整備
- 通関認可事業者（AEO：Authorised Economic Operator）による通関手続きの迅速化

また、先行法典からの主な変更点は、次の通り。

- AEO の認可基準を厳格化し、優遇措置を拡充する。
- 拘束的関税情報（BTI：Binding Tariff Information）の拘束力を強化し、有効期間を 6 年から 3 年に短縮する。
- 仕出国における、EU への輸出に向けた複数の取引の最初の取引価格を課税価格とする「ファーストセール」制度を廃止し、域内に持ち込まれる直前の取引価格を課税価格の

[1] 実際は、欧州共同体関税法典（CCC）の後継法典として「近代化関税法典（MCC：Modernised Customs Code）」が策定されていた（欧州議会・理事会規則 450/2008）。しかし、MCC の実施に必要な域内共通の電子通関システムの導入の遅れや、リスボン条約の発効に伴う欧州委員会の権限の改正を反映する必要が生じ、「欧州連合関税法典（UCC）」が策定された。このため、CCC から、MCC を経ることなく、UCC へ移行する格好となった。

[2] 欧州委員会に委任される権限などに関する一部の条項は 2013 年 10 月 30 日に適用が開始された。

禁無断転載 Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

基準とする。
- 再輸出・再輸入加工や一時輸入などの手続きにおける関税保証を義務化する。
- 一時保管の期間を 20 日間（海上輸送の場合は 45 日間）から 90 日間に延長する。
- 再輸出加工減免措置（IPR : Inward Processing Relief）と、税関管理下加工（PCC : Processing under Customs Control）を「再輸出加工手続き（IPP： Inward Processing Procedure）」に統合する。
- 通関システムを電子化し、中央一括通関を導入する（当初は 2020 年末が期限だったが、規則 2019/632 により 2025 年末に延期）。

UCC と、それを補足する 3 つの規則（UCC 実施規則、UCC 委任規則、UCC 移行委任規則）の概要は次の通り。

a) 欧州連合関税法典（UCC）

欧州連合関税法典（UCC、規則 952/2013）は、EU の関税基本法として、関税体系に関する原則や各種規定、物品の輸出入に関する手続き、関連制度などを幅広く扱っている。ただし、法典では各項目の大枠の記述にとどまっており、詳細については UCC 委任規則や UCC 実施規則を参照する必要がある。

UCC は、第 1 部で関税法の定義や通関申告者の権利や義務を明確化、第 2 部で共通関税率や原産地、課税価格など、関税の適用のカギとなる要素を規定している。第 3 部では、関税債務に関する具体的な規定を説明している。

第 4 部～第 8 部は、物品の輸出入に関する通関処理や手続き、制度などを網羅している。輸入に関しては、物品の搬入時の申告や一時保管（第 4 部）、通関手続き（第 5 部）、通関後の自由流通や輸入関税の減免措置（第 6 部）を扱う。また、第 7 部では特別な手続きとして、積み替え（トランジット）や保税倉庫、一時輸入、再輸出・再輸入加工などに関する規定を、第 8 部では、輸出に関する手続き全般（物品の搬出手続きや再輸出など）を規定している。

最後の第 9 部では、通関システムの電子化や、手続きの簡素化、欧州委員会に付与されている委任権などを扱っている。

UCC の項目は次表 1 を参照。

禁無断転載 Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

表 1：欧州連合関税法典（UCC）の項目

第 1 部：総則	第 1 章：関税法の適用範囲、税関の使命とその定義 第 2 章：関税法に関する権利と義務（通関申告、AEO など） 第 3 章：通貨変換と期限
第 2 部：関税適用の基礎となる諸要素	第 1 章：共通関税率と物品の分類 第 2 章：原産地（非特恵原産地、特恵原産地など） 第 3 章：物品の関税価格
第 3 部：関税債務および保証	第 1 章：関税債務の発生 第 2 章：既存または潜在的な関税債務に対する保証 第 3 章：輸入・輸出関税の回収、支払い、再支払い、免除 第 4 章：関税債務の消滅
第 4 部：EU への物品の搬入	第 1 章：搬入略式申告（ENS） 第 2 章：物品の搬入 第 3 章：一時保管倉庫
第 5 部：物品の関税ステータス、通関手続き、検証、解放および破棄に関する一般規定	第 1 章：物品の関税ステータス 第 2 章：物品の通関手続き 第 3 章：物品の検証、解放 第 4 章：物品の破棄
第 6 部：自由流通に向けた物品の解放および輸入税の軽減	第 1 章：自由流通に向けた物品の解放 第 2 章：輸入税の減免
第 7 部：特別な手続き	第 1 章：総則 第 2 章：積み替え（トランジット） 第 3 章：保管（保税倉庫、保税地域など） 第 4 章：特別な用途（一時輸入、特定用途減免措置） 第 5 章：加工（再輸出加工、加工など）
第 8 部： EU からの物品の搬出	第 1 章：物品の搬出前の手続き 第 2 章：物品の搬出手続き 第 3 章：輸出と再輸出 第 4 章：搬出略式申告（EXS） 第 5 章：再輸出通知 第 6 章：輸出税の減免
第 9 部：電子システム、簡易化、権限の委託、委員会手続きおよび最終条項	第 1 章：電子システムの開発 第 2 章：通関申告の簡素化 第 3 章：権限の委託と委員会手続き 第 4 章：最終条項

出所：欧州連合関税法典（UCC）を規定する欧州議会・理事会規則 952/2013

禁無断転載 Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

b) UCC を補足する規則

上述の通り、欧州連合関税法典（UCC）は関税に関する規定や制度を幅広く網羅しているものの、大枠の記述にとどまっていることから、この施行に向けた詳細やより具体的な手続きや定義は、UCC を補足する実施規則や委任規則を参照する必要がある。UCC の補足規則はこれまでに、次の 3 つが策定されている。

- 欧州委員会実施規則 2015/2447（UCC 実施規則）：UCC を域内で統一的に実施するための具体的な規定を記載
- 欧州委員会委任規則 2015/2446（UCC 委任規則）：UCC の非本質的な要素に関する詳細なルールや施行内容などを記載
- 欧州委員会委任規則 2016/341（UCC 移行委任規則）：通関システムの電子化が完了する 2020 年までの移行措置を記載（電子化の完了期限は規則 2019/632 により 2025 年末に延期）

この内、UCC 実施規則と UCC 委任規則は、UCC の項目をベースに構成されている。このため、これらの規則の条文には、関連する UCC の条文番号が冠されており、UCC に従った順序で記載されている。UCC 移行委任規則については、移行措置が適用される項目のみを扱うため、独自の項目構成を採用しているが、項目の順序は UCC に従っている。

主要な項目は、多くの場合において、UCC と 3 つの補足規則の全てで言及されている。このため、UCC だけでなく、補足規則も含めた全規則の当該箇所を参照することで、全容を把握できる仕組みとなっている。

なお、以下では、特に重要な事項として、通関システムの電子化、認可事業者（AEO）制度、事業者登録・識別（EORI）システム、事前略式申告（ENS、EXS）についてポイントを解説する。なお、再輸出加工関連の制度については、「EU 関税制度　その他　再輸出入手続き　詳細」を参照のこと。また、EU の関税手続きに関する情報やデータベースは以下を参照。

- 欧州委員会　税制・関税同盟総局　欧州連合関税法典（UCC）：
https://taxation-customs.ec.europa.eu/customs-4/union-customs-code_en
- 欧州委員会　税制・関税同盟総局　手続き
https://taxation-customs.ec.europa.eu/customs-4/customs-procedures-import-and-export-0_en
- 欧州委員会　税制・関税同盟総局　オンラインサービス一覧
https://taxation-customs.ec.europa.eu/online-services_en
- 欧州連合関税法典（UCC）に関するガイダンス書類
https://taxation-customs.ec.europa.eu/customs-4/union-customs-code/ucc-guidance-documents_en

禁無断転載　Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

- 欧州連合関税法典（UCC）に関する Q&A

https://taxation-customs.ec.europa.eu/customs-4/union-customs-code/ucc-qa_en

- 欧州連合関税法典（UCC）の主要項目に関する e ラーニング・プログラム

https://taxation-customs.ec.europa.eu/taxation-1/eu-training/elearning-courses-and-ebooks_en

また、UCC については次のジェトロ調査レポートも参照。

- 「欧州関税法典（UCC）に関する調査報告書」

https://www.jetro.go.jp/world/reports/2017/02/bbf064c61d2dadb3.html

2. 通関システムの電子化

(1) 適用法令

通関および貿易における文書の電子化に関する 2008 年 1 月 15 日付欧州議会・理事会決定 70/2008/EC（2008 年 1 月 26 日付官報 L23 掲載）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32008D0070(01)

欧州連合関税法典（UCC）により規定された電子システムの開発および配置に関する作業プログラムを策定する 2023 年 12 月 15 日付欧州委員会実施決定 2023/2879（2023 年 12 月 22 日付官報 L 掲載）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32023D2879

(2) 概要

通関の効率化と近代化、セキュリティの向上と貿易の推進を目的に、欧州委員会と加盟各国は協同で、通関手続きの電子化を推進している。通関関連の法令や手続きの簡素化とともに、加盟各国の電子通関システムを統一することにより、通関の時間とコストの削減が期待される。

欧州議会・理事会決定 70/2008/EC（電子通関決定）は、加盟国間で相互接続可能な電子通関システムの詳細や導入時期、EU および加盟各国の人的・財政的・技術的な資源に関する責務などを定めている。新たな電子通関システムは、域内の輸出入手続きの簡素化、法令順守・行政コストの削減、通関手続きの所要時間の短縮化、物品管理や法令の適用などの各国のアプローチの調整、関税や課徴金の適正な回収、各当局間におけるデータの共有・再利用の実現を目指している。

欧州連合関税法典（UCC）は、当初 2020 年末までに完全な電子通関システムへの移行を謳っていたが、導入遅延のため、規則 2019/632 により 2025 年末にまで延期された。なお、法典が施行された 2016 年 5 月から移行完了までの電子通関システム関連の移行措置については、前出の UCC 移行委任規則が定めている。

禁無断転載 Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

電子通関決定は、欧州委員会は加盟国に対して、協同で通関システムの電子化に関する多年度戦略計画（MASP : Multi-Annual Strategic Plan）を策定することを義務付けている。MASP には、欧州委員会および加盟国が行うべき具体的な施策や、予定表などが盛り込まれており、定期的に改訂されている。また、欧州委員会実施決定 2023/2879（2024 年 1 月 11 日適用開始）は、MASP をベースに、通関システムの電子化の移行期における 17 種類の電子化プロジェクトの概要や法的根拠、導入目標時期などを盛り込んだ作業プログラムを定めている。通関業務の電子化に関する情報は、以下を参照。

- 欧州委員会　税制・関税同盟総局　通関業務の電子化イニシアチブの関連法令
https://taxation-customs.ec.europa.eu/customs-4/electronic-customs_en

- 欧州委員会　税制・関税同盟総局　UCC 作業プログラム
https://taxation-customs.ec.europa.eu/customs-4/union-customs-code/ucc-work-programme_en

3. 認可事業者（AEO）制度

(1) 適用法令

欧州連合関税法典（UCC）を規定する 2013 年 10 月 9 日付欧州議会・理事会規則 952/2013（2013 年 10 月 10 日付官報 L269 掲載）（規則 2016/2339、2019/474、2019/632、2022/2399 により改正）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32013R0952

（改正を反映した本文は、リンク中の「Current Consolidated Version」を参照）

(2) 概要

認可事業者（AEO：Authorized Economic Operator）制度は、欧州連合関税法典（UCC）の第 1 部「一般規定」の第 2 章「関税法に関する人の権利と義務」の第 4 節（第 38 条～41 条）で規定されている[3]。

同制度は、物品のセキュリティ管理や法令遵守において一定の要件を満たす事業者を AEO として認定し、通関手続きの簡素化などの優遇措置を与えるものだ。UCC では、AEO 資格の取得基準を厳格化するとともに、資格保有者の利便性を拡大した。

AEO 資格には、[1] 通関手続き簡素化の優遇を受けるもの（AEOC）、[2] セキュリティ面での税関審査・検査削減などの優遇を受けるもの（AEOS）、[3] その両方の優遇を受けるもの（AEOC/AEOS または AEOF）、の 3 種類がある。AEO として認可されるためには、域内

[3] また、UCC 実施規則の第 24～35 条では、AEO 基準を満たすための諸要件や電子申請システムに関する情報などを、UCC 委任規則の第 23～30 条では、AEO に対する優遇措置や認可処理手続きなどを扱っている。

禁無断転載　Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

に事業拠点を設置しており、法令順守、適切な記録管理、支払い能力の共通基準を満たし、かつ AEOC の場合は関税業務に関する基準を、AEOS の場合は一定のセキュリティ基準を満たすことが必要となる。

ある加盟国で AEO として認定された事業者は、その他の加盟国でも AEO とみなされ、域内全域で手続き簡素化の恩恵を受けることができる。また、将来、導入予定の中央一括通関（Centralised Clearance）や、関税の自己査定（Self Assessment）、一部の関税債務に対する保証の軽減などの優遇措置の適用は、AEO 資格の取得が要件となっている。

AEO の具体的な申請方法や認定要件・基準、手続き、法的効力などについては、UCC 及びその委任規則、実施規則に規定されている。また、具体例や AEO 自己評価（SAQ）の資料などを含む詳細は、「AEO ガイドライン」にまとめられている。

AEO の申請先は、関税の関連業務を主として担当する事業所が所在する加盟国[4]の AEO 資格の発行権限を持つ税関当局となる。申請に当たっては、事業者登録・識別（EORI）ナンバー（後述）の事前取得や、AEO 自己評価（SAQ、ガイドラインの付属書 1 に記載）の提出が義務付けられている。

税関当局は EU の電子システムに申請書や承認についての情報を追加し、加盟国間で情報を共有する。なお、通関業務の電子化の一環で行われる、AEO の電子システムの更新により、2019 年 10 月から電子申請が義務化された。AEO 認定の所要期間は、申請書の受理から 120 日以内と規定され、期日内の認定が難しい場合はさらに 60 日間の延期が認められている。

手続きの詳細については次の欧州委員会の資料を参照。

- 欧州委員会　税制・関税同盟総局　AEO

https://taxation-customs.ec.europa.eu/customs-4/aeo-authorised-economic-operator_en

- AEO ガイドライン

https://taxation-customs.ec.europa.eu/customs-4/aeo-authorised-economic-operator/aeo-legislation-and-management-instruments_en

[4] 域内の複数国で事業を展開している事業者が多いことから、EU では「申請者の関税と関連する事業活動を最もよく知っている加盟国で AEO 申請する」との原則を採用している。たとえば、親会社は関税業務が発生する業務を行っておらず、子会社がそういった業務を遂行している場合、子会社が事業拠点を置く国で AEO 申請を行う。

禁無断転載　Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

これまでに AEO 資格を取得した業者や税関当局は以下を参照。

● AEO 問い合わせ先

https://taxation-customs.ec.europa.eu/customs-4/aeo-authorised-economic-operator/national-aeo-contact-points_en

● AEO オンラインデータベース

http://ec.europa.eu/taxation_customs/dds2/eos/aeo_home.jsp?Lang=en

制度の概要については以下の資料を参照。

● ジェトロ・ユーロトレンド 2008 年 4 月号「EU の認可事業者（AEO）制度」

https://www.jetro.go.jp/world/reports/2008/05001578.html

<日 EU 相互承認取決め>

EU と日本の AEO 制度の相互認証は、2011 年 5 月より施行されている[5]。これにより日本の AEO 制度により資格を取得した事業者は、EU においても EU の AEO 制度の優遇措置と同等の便益を受けることが可能となる。EU において AEO を取得した事業者についても、日本において同様の優遇措置を受けることができる。

2011 年 3 月 29 日付欧州委員会決定 2011/197/EU では、この相互承認取決めのもとで行われる双方の担当当局間での情報のやり取りの際に問題となる個人情報の扱いに関して、日本では適切な保護水準を提供できるとしている。EU は、域外の機関に個人情報を移転するにあたり、適切な保護水準の確保を求めており、相互承認取決めに含まれる認定事業者の個人情報の移転について、日本の体制に問題がないことを確認するものだ。

なお、EU は日本のほか、スイス、ノルウェー、米国、中国と AEO の相互承認を実施している。

● 欧州委員会　税制・関税同盟総局　AEO の相互承認について

https://taxation-customs.ec.europa.eu/customs-4/aeo-authorised-economic-operator/mutual-recognition_en

● 欧州委員会　税制・関税同盟総局　国際的な税関相互協力の合意　日本

https://taxation-customs.ec.europa.eu/customs-4/international-affairs/third-

---

5 日本・EU 間の AEO 相互承認に関する税関に係る事項における協力および相互行政支援に関する日本政府・欧州共同体間の協定第 21 条に準拠した 2010 年 6 月 24 日付税関協力合同委員会決定 No.1/2010（2010 年 10 月 23 日付官報 L279 掲載）
http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:22010D0637

 Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

countries/japan_en

- 日本税関　AEO 制度の相互承認の推進　掲載リーフレット
http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/aeo/leaflet_23-05.pdf

4. 事業者登録・識別（EORI）システム

事業者登録・識別（EORI：Economic Operators Registration and Identification）システムは、EU 内の事業者（法人および個人）の登録および識別のために固有の番号（EORI ナンバー）を与えるもので、欧州連合関税法典（UCC）第 1 部「一般規定」の第 2 章「関税法に関する人の権利と義務」第 9 条に規定されている。また、EORI の電子システムについては、UCC 実施規則の第 7 条に、EORI ナンバーの申請者や承認に関する詳細なルールは UCC 委任規則の第 3～7 条に、それぞれ記載されている[6]。

同番号は、事業設立地を示す 2 文字のアルファベットからなる国番号と、それに続く 14 あるいは 15 桁の数字とアルファベットで構成され、ある加盟国で取得した番号は全加盟国で有効となる。同システムには、事業者が域内で取得している付加価値税（VAT）番号も併せて登録される。EORI ナンバーの導入は、通関手続きの際の企業の識別や税関当局間の連絡を容易にし、事業者の負担削減と、手続き処理の迅速化と円滑化を目的としている。

EU 域内の事業者は、加盟国内の税関当局において EORI ナンバーを取得しなければならない。EU 域外の事業者についても、EU 域内で関税申告、AEO の申請などの申請を行う場合は、最初に手続きを行う加盟国の税関当局において EORI ナンバーを取得する必要がある。この場合、事業者は原則的に、事業開始前に EORI ナンバーの申請を行わねばならない。手続きの詳細については、e ラーニングコースなどを参照。

なお、UCC により、EORI ナンバー取得時に必要となる情報や申請フォームが更新された。加盟各国で収集・管理されていた EORI 情報は、汎 EU の電子システムにより更新され、2018 年 3 月からはアップグレードされた EORI システムで運用されている。

2020 年 12 月末に英国の EU 離脱に伴う移行期間が終了し、英国は EU 域外の第三国となったことで、英国の税関当局が付与した EORI ナンバーは 2021 年 1 月以降、EU において無効となった。英国の事業者とのみ取引をしていた EU 域内の事業者は、英国からの物品輸入にあたり、加盟国内の税関での手続きが必要となるため、自身の商業登記が存在する加盟国の税関当局で EORI ナンバーを取得する必要がある。英国の事業者もしくは EU 域外の第三

[6] なお、EORI ナンバーの申請フォームに関する情報は UCC 実施規則の付属書 12-01 を、申請に必要となるデータの詳細は UCC 委任規則の付属書 12-01 を参照。

 Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

国の事業者で、EU 域内に恒久的施設（PE）を有する事業者は、その PE が存在する加盟国の税関当局で EORI ナンバーを取得しなければならない。PE を有さない場合は、最初に通関申告を行う加盟国の税関当局で登録申請を行うか、税務代理人を任命する必要がある。

- 欧州委員会　税制・関税同盟総局　EORI
https://taxation-customs.ec.europa.eu/customs-4/customs-procedures-import-and-export-0/customs-procedures/economic-operators-registration-and-identification-number-eori_en

- EORI システムの e ラーニングコース
https://taxation-customs.ec.europa.eu/eori-economic-operators-registration-and-identification-number-elearning-course_en

これまでに登録した業者の EORI ナンバーや関係当局は以下のデータベースで検索可能。
- EORI ナンバーオンラインデータベース
http://ec.europa.eu/taxation_customs/dds2/eos/eori_home.jsp?Lang=en

5. 事前略式申告（ENS・EXS）

欧州連合関税法典（UCC）は、域内に輸出入する物品について、事前略式申告を義務付けており、その詳細は UCC 実施規則と UCC 委任規則に規定されている。輸入の際の「搬入略式申告（ENS：Entry Summary Declaration）」については、UCC の第 4 部「EU への物品の搬入」の第 1 章に、輸出の際の「搬出略式申告（EXS：Exit Summary Declaration）」については、第 8 部「EU からの物品の搬出」の第 4 章に規定されている。

輸入の際は、域内最初の仕向地で、EU の「輸入管理システム（ICS ：Import Control System）」を通じて事前に搬入略式申告（ENS）を行う[7]。2021 年 1 月、英国の EU 離脱に伴う移行期間が終了し、英国から加盟国に持ち込まれる物品も ENS の対象となった。搬入される物品にリスクが伴うと判断された場合は、貨物検査などの対策が講じられる。なお、UCC により、申請に必要な情報が変更された。詳細は UCC 委任規則の付属書 B の第 1 部「データ要件」に記載されている。また、域内で ENS やリスク管理情報の域内共有を促進し、通関手続き時のセキュリティ管理を強靭化するため、新たな輸入管理システム「ICS 2」が導入されている。これにより、域内に貨物が到着する前に、輸入貨物の完全な情報を申告することが要求される。提出情報に基づき税関当局は事前リスク評価を行い、リスクレベルに応じた効率的な通関管理を適時に実行することが可能となる。
同システムは輸送サービスの種類によって 3 段階での導入が計画されている。決定 2023/2879 により導入開始日および移行期間が定められた。全加盟国は、ICS 2 の各段階の

[7] 申告期限は輸送手段によって異なる。例えば、海上コンテナ貨物の場合は、船積み 24 時間前まで、海上ばら積み貨物は域内の最初の港に到着する 4 時間前まで、長距離航空貨物（フライト時間 4 時間以上）は域内の最初の空港に到着する 4 時間前まで、短距離航空貨物（フライト時間 4 時間未満）は飛行機が離陸する前までと規定されている。詳細は UCC 委任規則 105 条～111 条を参照。

 Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

導入開始日（リリース）と同時にシステムを導入することが求められているが、加盟国によっては、移行措置として事業者に移行期間内での逐次の利用開始を認めている。

第 1 段階は 2021 年 3 月 15 日にリリースされた。航空速達と郵便を対象に、事前貨物情報（PLACI）を ENS により、出発国での飛行機への荷積み前に申告することが求められる。荷送人・荷受人の名前や住所、梱包数、総重量、内容物の明細、搬送文書番号などを入力する。第 1 段階の移行期間は 2021 年 10 月 1 日までとされた。

続く第 2 段階は 2023 年 3 月 1 日に導入が始まった。事前申告の対象範囲が一般航空貨物にまで拡大された。税関当局が事前のリスク評価を的確に行えるよう、航空運送業者が報告すべき申告情報を拡充している。2023 年 10 月 2 日までが移行期間である。航空運送業者は、積込み前リスク評価のための PLACI データ申告に加え、到着前データを補足提出し（運送契約情報や関税コード、荷受人の EORI 番号など）、すべての ENS データ要請を完成させなければならない。フライト時間の長短に応じ事前申告完了までの期限が異なる。税関からの追加情報の依頼にも応じる必要がある。

最終の第 3 段階では海上貨物、鉄道、道路など全ての貨物輸送に範囲が拡大される。海上輸送（海運会社）、海上輸送（貨物取扱業者）、道路・鉄道輸送の 3 つのステップで段階的に展開される。第 1 ステップの海上輸送は 2024 年 6 月 3 日にリリースされ、最終第 3 ステップの道路・鉄道輸送システムの移行期間が終了するのが 2025 年 9 月 1 日となっている。

輸出の際は、輸出申告や再輸出申告・通知、積み替え申告などの通関申告を行っていない物品について、域内最後の仕出地で、当該加盟国の輸出管理システムを通じて、事前に搬出略式申告（EXS）を行う。EU では現在、域内の輸出・搬出や積み替えなどの業務を統合する自動輸出システム「AES」の開発が進められている。導入期限は幾度か延期されているが、決定 2023/2879 により、主要機能部分の導入に関し 2025 年 2 月 11 日までの移行期限が定められている。

ENS、EXS に関する詳細は以下を参照。

- 搬入・輸入手続きに関するガイドライン（2023 年）
https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2023-11/Guidance%20document%20on%20customs%20formalities%20on%20Entry%20and%20Import%20into%20the%20EU.pdf

- 新輸入管理システム（ICS2）および搬入略式申告（ENS）の FAQ
https://taxation-customs.ec.europa.eu/customs-4/customs-security/import-control-system-2-ics2-0/faq_en

- 搬出・輸出手続きに関するガイドライン（2023 年）
https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2023-11/Export%20and%20Exit%20Out%20of%20the%20European%20Union%20%20Title%20VIII%20UCC%20%20Guidance%20for%20MSs%20and%20Trade.pdf

 Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

6. EU 関税法典（UCC）における減免・還付制度

EU 関税法典（UCC）は、輸入関税、輸出関税の還付・減免措置に関する取り扱い、申請手続き、税関当局による決定、欧州委員会への通知等について規定している。「還付（repayment）」とは、すでに支払われた輸入・輸出関税額の払い戻しを指し、また、「減免（remission）」は、いまだ納付されていない輸入・輸出関税の納税義務の免除を意味する。一定の条件を満たせば、輸入関税・輸出関税の還付・減免を申請することができる（UCC 第 116 条 1 項）。還付・減免申請ができるのは、関税を支払った者またはその責を負う者、あるいは、その者の権利・義務を引き継いだ者であり、欧州委員会委任規則 2015/2446 第 11 条に基づき、EORI 番号を有し、EU 関税領域内に拠点を持つ申請者もしくはその代理人が、管轄税関に対し申請を行う。

委任規則 2015/2446 の付属書 A（タイトル 8）には申請時に記載すべき具体的な情報要件が規定されている。申請者 ID、管轄税関、対象物品の摘要・数量や関税コード、関税債務額、払戻し要求額、還付・減免の申請事由とその法的根拠や銀行口座情報などを明示する。また、様式や参照コードは欧州委員会実施規則 2015/2447 の付属書 A に明記されている。申請を受けた税関当局は必要に応じて追加情報を要求でき、申請者は 30 日以内に関連資料等を提示する必要がある。還付・減免申請には、それを正当化する背景要因の主張が必要とされるが、根拠事由としては、輸入関税・輸出関税の過払い（UCC 第 117 条）、不良品もしくは契約違反品の扱い（UCC 第 118 条）、税関当局による手続き誤り（UCC 第 119 条）などが該当する。

特に UCC 第 117 条は、関税過払いの払戻し還付・減免要求の法的根拠を明確にしている。当初通知された関税債務があるべき納税義務額を超過していた場合や、輸入申告が受理された当時に関税の特恵待遇措置による便益享受が可能であったことが事後的に確認された場合（特恵関税措置の遡及的申請の根拠（UCC 第 117 条 2 項））などにおいて、対象となる関税が還付もしくは減免されることになる。

還付・減免申請にあたっては申請条件を満たす必要があるが、その一つに、輸入申告が受理された当時に特恵関税の適用事実を証明できる有効な原産地証明の提示が求められる。そのため、輸出業者は新たな原産地証明を取り直す必要が生じる可能性がある。遡及的に提出される証明文書が、申請対象物品に適合するものであり、かつ、特恵的扱いを享受できる条件が適切に満たされていると判断される場合に限り、関税の払い戻しが行われる。還付・減免申請は、当初、関税債務を通知した加盟国税関に提出され、その税関当局が還付等の可否決定を行う。還付申請を受理した税関当局は、対象物品の現物提示を求める可能性がある。現物提示が困難な状況では、当局裁量により、代替的証拠に基づき還付・減免決定が行われる（実施規則第 173 条）。

自由貿易協定等の優遇措置適用に基づく関税過払い分の遡及的還付申請は、域内市場への自由流通のための輸入申告の受理日（関税債務の通知日）から通常 3 年以内に行う必要がある。税関当局は原則として、還付・減免申請を受理した日から 120 日以内に、その可否を決定し、申請者に通知する。税関当局による手続き誤りなどにより還付・減免が実行された

禁無断転載 Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

場合は、税関当局は欧州委員会にその旨を報告する。

なお、2019 年 2 月 1 日に発効した日 EU 経済連携協定（EPA）に関しては、協定上遡及的な特恵待遇の適用を認める規定はないが、日本から EU への輸入については、UCC に基づく還付申請を行うことで輸入後の特恵待遇の適用を受けることが可能である（詳細は以下日 EU・EPA ガイダンス参照）。

- **還付・減免に関するガイドライン（欧州委員会）**

https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2022-03/Guidance%20Repayment%20Remission_en.pdf

- **還付・減免に関する詳細手続き（欧州委員会）**

https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2016-09/guidance_rem_rec_en.pdf

- **日 EU・EPA ガイダンス**

「原産地に関する申告」

https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2019-12/eu-japan-epa-guidance-statements-on-origin.pdf

「同一の産品の二回以上の輸送のための原産地に関する申告」

https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2020-01/eu_japan_epa_guidance_statement_on_origin_for_multiple_shipments_of_identical_products_en.pdf

禁無断転載 Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.